



鳥取県公報

平成 28 年 6 月 24 日 (金)
第 8 8 1 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (439) (東部振興課) 2
	指定居宅介護支援事業者の指定の取消し (440) (東部福祉保健事務所) 2
	指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画の決定 (441) (緑豊かな自然課) 2
	鳥獣捕獲等事業の変更の認定 (442) (〃) 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (2 件) (443・444) (企業支援課) 3
	国土調査の成果の認証 (2 件) (445・446) (農地・水保全課) 4
	公有水面の埋立ての免許 (447) (空港港湾課) 5
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (21) 10
◇ 公 告	土地収用法による審理の開始 (県土総務課) 10
◇ 雑 報	鳥取県市町村職員共済組合に係る平成27年度の決算の要旨 (地域振興課) 10

告 示

鳥取県告示第439号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成28年8月7日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成28年6月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 申請のあった年月日
平成28年6月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人鳥取社会生活サポートセンター
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
村尾 嘉昭
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、障がい者や高齢者、生活困窮者など社会的弱者に対する自立生活に向けた支援、さらに、罪を犯した人々に対する更生・社会復帰に向けた支援を行うため、権利擁護と福祉サービス受給への橋渡しなど、関連する諸機関・個人と連携、若しくは、自ら直接関与・運営するとともに必要な調査・研究等を行い社会に啓蒙するなどの活動を通して、これらの人々の安定した社会生活の維持の実現、犯罪や非行の防止、社会の安寧に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第440号

介護保険法（平成9年法律第123号）第84条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者の指定を取り消したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年6月24日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	取消年月日
てのひら株式会社	居宅介護支援事業所ことのは	鳥取市新40	平成28年6月13日

鳥取県告示第441号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条の2第1項の規定に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画を定めたので、同法第14条の2第4項において準用する同法第4条第5項の規定により、次のとおり公表する。

（「次のとおり」は、省略し、計画書を鳥取県生活環境部緑豊かな自然課、東部生活環境事務所生活安全課、中部総合事務所生活環境局生活安全課及び西部総合事務所生活環境局生活安全課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成28年6月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第442号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の7第1項の規定に基づ

き、認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定を行ったので、同条第 2 項において準用する同法第 18 条の 5 第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 28 年 6 月 24 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	住所	代表者の氏名	変更の内容	変更年月日
一般社団法人鳥取県猟友会	鳥取市湖山町西二丁目 413	柴垣 信司	捕獲従事者の追加	平成 28 年 6 月 17 日

鳥取県告示第 443 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成 28 年 6 月 24 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
S m a r t 桜谷店 鳥取市正連寺 109
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ウシオ 代表取締役 潮 巽市 鳥取市二階町一丁目 218
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名
次のとおりとする。
- 4 変更年月日
平成 27 年 4 月 1 日ほか
- 5 届出年月日
平成 28 年 6 月 15 日
- 6 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間
平成 28 年 6 月 24 日から 4 月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7 の期間内に、知事に意見書を提出することができる。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を 8 の場所で縦覧に供する。）

鳥取県告示第 444 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成 28 年 6 月 24 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
米子市米原複合 米子市米原六丁目 257 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳 東京都千代田区三崎町三丁目 3-23

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 佐藤 隆

変更後 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳

4 変更年月日

平成28年4月1日

5 届出年月日

平成28年6月15日

6 縦覧に供する書類

届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成28年6月24日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び米子市経済部商工課

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第445号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年6月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
東伯郡三朝町	平成21年度から平成23年度まで	東伯郡三朝町(大字小河内の一部901)の地籍図及び地籍簿	三朝町大字小河内の一部901	平成28年6月24日
〃	平成22年度から平成24年度まで	東伯郡三朝町(大字小河内の一部001-1、001-2)の地籍図及び地籍簿	三朝町大字小河内の一部001-1、001-2	〃
〃	平成22年度及び平成23年度	東伯郡三朝町(大字三徳の一部20103136402)の地籍図及び地籍簿	三朝町大字三徳の一部20103136402	〃
日野郡日野町	平成23年度及び平成24年度	日野町(久住の一部[20113140201])の地籍図及び地籍簿	日野町久住の一部	〃
〃	平成24年度及び平成25年度	日野町(久住の一部[20123140201])の地籍図及び地籍簿	〃	〃
〃	〃	日野町(久住の一部[20123140202])の地籍図及び地籍簿	〃	〃

西伯郡伯耆町	平成25年度から 平成27年度まで	伯耆町（小野の一部 (001))の地籍図及び地 籍簿	伯耆町小野の一部	〃
--------	----------------------	----------------------------------	----------	---

鳥取県告示第446号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年6月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
鳥取市	平成25年度及び 平成26年度	鳥取市(河原町今在家 及び徳吉の各一部)の 地籍図及び地籍簿	鳥取市河原町今在 家及び徳吉の各一 部	平成28年6月24日
西伯郡南部町	平成23年度から 平成26年度まで	南部町(八金の一部)の 地籍図及び地籍簿	南部町八金の一部	〃
〃	平成24年度から 平成26年度まで	南部町(池野の一部)の 地籍図及び地籍簿	南部町池野の一部	〃
〃	〃	南部町(西の一部)の地 籍図及び地籍簿	南部町西の一部	〃
東伯郡湯梨浜町	平成25年度及び 平成26年度	湯梨浜町(大字羽衣石 の一部)の地籍図及び 地籍簿	湯梨浜町大字羽衣 石の一部	〃
〃	〃	湯梨浜町(大字白石の 一部)の地籍図及び地 籍簿	湯梨浜町大字白石 の一部	〃
〃	平成24年度及び 平成25年度	湯梨浜町(大字漆原及 び大字方地の各一部) の地籍図及び地籍簿	湯梨浜町大字漆原 及び大字方地の各 一部	〃
八頭郡若桜町	平成16年度から 平成18年度まで	若桜町(大字赤松の一 部)の地籍図及び地籍 簿	若桜町大字赤松の 一部	〃

鳥取県告示第447号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第11条の規定により告示する。

平成28年6月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 免許の日
平成28年6月11日
- 2 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所
境港市
境港市長 中村 勝治
境港市上道町3000
- 3 埋立区域

(1) 位置

境港市渡町字下ノ袖2413-22から同町字宝財1274-2を経て同町字沖ノ袖1105-1に至る間の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と68の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- 1の地点 境港市渡町に設置されている3級基準点H15-145（北緯35度30分52秒、東経133度12分22秒）から99度9分43秒、102.08メートルの地点
- 2の地点 1の地点から55度2分49秒、5.82メートルの地点
- 3の地点 2の地点から53度54分43秒、37.94メートルの地点
- 4の地点 3の地点から50度7分1秒、4.74メートルの地点
- 5の地点 4の地点から53度30分51秒、12.17メートルの地点
- 6の地点 5の地点から52度41分30秒、21.06メートルの地点
- 7の地点 6の地点から53度5分26秒、16.21メートルの地点
- 8の地点 7の地点から53度5分26秒、7.58メートルの地点
- 9の地点 8の地点から323度46分19秒、42.20メートルの地点
- 10の地点 9の地点から323度46分19秒、4.86メートルの地点
- 11の地点 10の地点から323度46分19秒、3.20メートルの地点
- 12の地点 11の地点から49度33分39秒、21.66メートルの地点
- 13の地点 12の地点から45度52分14秒、3.54メートルの地点
- 14の地点 13の地点から132度14分38秒、12.44メートルの地点
- 15の地点 14の地点から131度47分0秒、6.50メートルの地点
- 16の地点 15の地点から129度9分18秒、2.15メートルの地点
- 17の地点 16の地点から132度13分35秒、2.77メートルの地点
- 18の地点 17の地点から132度13分35秒、0.83メートルの地点
- 19の地点 18の地点から131度50分24秒、1.41メートルの地点
- 20の地点 19の地点から131度50分24秒、2.13メートルの地点
- 21の地点 20の地点から131度50分24秒、2.04メートルの地点
- 22の地点 21の地点から131度0分47秒、4.18メートルの地点
- 23の地点 22の地点から131度0分47秒、4.32メートルの地点
- 24の地点 23の地点から131度0分47秒、3.72メートルの地点
- 25の地点 24の地点から131度0分47秒、1.72メートルの地点
- 26の地点 25の地点から131度0分47秒、1.54メートルの地点
- 27の地点 26の地点から131度0分47秒、1.91メートルの地点
- 28の地点 27の地点から131度0分47秒、0.66メートルの地点
- 29の地点 28の地点から127度41分14秒、7.69メートルの地点
- 30の地点 29の地点から132度0分37秒、11.32メートルの地点
- 31の地点 30の地点から124度41分9秒、1.17メートルの地点
- 32の地点 31の地点から131度11分37秒、7.63メートルの地点
- 33の地点 32の地点から131度22分38秒、1.84メートルの地点
- 34の地点 33の地点から131度22分38秒、2.73メートルの地点
- 35の地点 34の地点から131度22分38秒、4.48メートルの地点
- 36の地点 35の地点から131度22分38秒、4.13メートルの地点
- 37の地点 36の地点から131度22分38秒、0.94メートルの地点
- 38の地点 37の地点から129度20分3秒、0.48メートルの地点
- 39の地点 38の地点から129度20分3秒、19.74メートルの地点

- 40の地点 39の地点から129度20分3秒、0.35メートルの地点
41の地点 40の地点から129度58分29秒、2.99メートルの地点
42の地点 41の地点から129度58分29秒、1.48メートルの地点
43の地点 42の地点から129度58分29秒、7.28メートルの地点
44の地点 43の地点から129度58分29秒、1.97メートルの地点
45の地点 44の地点から129度58分29秒、3.54メートルの地点
46の地点 45の地点から130度6分16秒、1.35メートルの地点
47の地点 46の地点から130度6分16秒、3.28メートルの地点
48の地点 47の地点から130度6分16秒、5.36メートルの地点
49の地点 48の地点から130度6分16秒、2.83メートルの地点
50の地点 49の地点から130度6分16秒、11.94メートルの地点
51の地点 50の地点から129度55分19秒、6.83メートルの地点
52の地点 51の地点から129度31分13秒、1.87メートルの地点
53の地点 52の地点から129度31分13秒、6.31メートルの地点
54の地点 53の地点から221度13分59秒、27.60メートルの地点
55の地点 54の地点から308度49分27秒、55.70メートルの地点
56の地点 55の地点から251度23分33秒、8.30メートルの地点
57の地点 56の地点から310度20分18秒、7.08メートルの地点
58の地点 57の地点から316度8分16秒、8.83メートルの地点
59の地点 58の地点から316度8分16秒、0.27メートルの地点
60の地点 59の地点から234度34分46秒、2.06メートルの地点
61の地点 60の地点から317度13分29秒、0.23メートルの地点
62の地点 61の地点から234度32分6秒、39.09メートルの地点
63の地点 62の地点から323度28分40秒、0.16メートルの地点
64の地点 63の地点から232度58分47秒、5.92メートルの地点
65の地点 64の地点から234度40分52秒、19.02メートルの地点
66の地点 65の地点から229度6分57秒、5.13メートルの地点
67の地点 66の地点から234度35分30秒、20.31メートルの地点
68の地点 67の地点から231度23分51秒、23.13メートルの地点

(3) 面積

10,108.80平方メートル

4 埋立に関する工事の施行区域

(1) 位置

境港市渡町字下ノ袖2413-25から同町字宝財1274-2を経て同町字沖ノ袖1105-36に至る間の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びイの地点といの地点とを結んだ線により囲まれた区域

イの地点 境港市渡町に設置されている3級基準点H15-145（北緯35度30分52秒、東経133度12分22秒）から98度54分44秒、97.78メートルの地点

ロの地点 イの地点から53度42分9秒、8.83メートルの地点

ハの地点 ロの地点から53度42分9秒、13.03メートルの地点

ニの地点 ハの地点から53度55分17秒、25.12メートルの地点

ホの地点 ニの地点から53度50分43秒、5.22メートルの地点

ヘの地点 ホの地点から53度24分34秒、5.91メートルの地点

トの地点 ヘの地点から53度13分7秒、3.49メートルの地点

チの地点	トの地点から53度22分45秒、22.53メートルの地点
リの地点	チの地点から53度23分45秒、10.12メートルの地点
ヌの地点	リの地点から9度39分40秒、4.01メートルの地点
ルの地点	ヌの地点から325度58分54秒、16.50メートルの地点
ヲの地点	ルの地点から325度50分15秒、20.13メートルの地点
ワの地点	ヲの地点から328度53分58秒、8.83メートルの地点
カの地点	ワの地点から329度0分44秒、11.67メートルの地点
ヨの地点	カの地点から56度49分1秒、3.40メートルの地点
タの地点	ヨの地点から37度0分43秒、4.68メートルの地点
レの地点	タの地点から46度47分15秒、20.74メートルの地点
ソの地点	レの地点から41度52分35秒、3.27メートルの地点
ツの地点	ソの地点から138度22分46秒、2.59メートルの地点
ネの地点	ツの地点から138度38分31秒、10.00メートルの地点
ナの地点	ネの地点から138度38分45秒、1.60メートルの地点
13の地点	ナの地点から139度19分30秒、0.51メートルの地点
14の地点	13の地点から132度14分38秒、12.44メートルの地点
15の地点	14の地点から131度47分0秒、6.50メートルの地点
16の地点	15の地点から129度9分18秒、2.15メートルの地点
17の地点	16の地点から132度13分35秒、2.77メートルの地点
18の地点	17の地点から132度13分35秒、0.83メートルの地点
19の地点	18の地点から131度50分24秒、1.41メートルの地点
20の地点	19の地点から131度50分24秒、2.13メートルの地点
21の地点	20の地点から131度50分24秒、2.04メートルの地点
22の地点	21の地点から131度0分47秒、4.18メートルの地点
23の地点	22の地点から131度0分47秒、4.32メートルの地点
24の地点	23の地点から131度0分47秒、3.72メートルの地点
25の地点	24の地点から131度0分47秒、1.72メートルの地点
26の地点	25の地点から131度0分47秒、1.54メートルの地点
27の地点	26の地点から131度0分47秒、1.91メートルの地点
28の地点	27の地点から131度0分47秒、0.66メートルの地点
29の地点	28の地点から127度41分14秒、7.69メートルの地点
30の地点	29の地点から132度0分37秒、11.32メートルの地点
31の地点	30の地点から124度41分9秒、1.17メートルの地点
32の地点	31の地点から131度11分37秒、7.63メートルの地点
33の地点	32の地点から131度22分38秒、1.84メートルの地点
34の地点	33の地点から131度22分38秒、2.73メートルの地点
35の地点	34の地点から131度22分38秒、4.48メートルの地点
36の地点	35の地点から131度22分38秒、4.13メートルの地点
37の地点	36の地点から131度22分38秒、0.94メートルの地点
38の地点	37の地点から129度20分3秒、0.48メートルの地点
39の地点	38の地点から129度20分3秒、19.74メートルの地点
40の地点	39の地点から129度20分3秒、0.35メートルの地点
41の地点	40の地点から129度58分29秒、2.99メートルの地点
42の地点	41の地点から129度58分29秒、1.48メートルの地点
43の地点	42の地点から129度58分29秒、7.28メートルの地点

44の地点 43の地点から129度58分29秒、1.97メートルの地点
45の地点 44の地点から129度58分29秒、3.54メートルの地点
ラの地点 45の地点から130度6分16秒、0.75メートルの地点
ムの地点 ラの地点から39度24分4秒、2.23メートルの地点
ウの地点 ムの地点から129度24分4秒、1.61メートルの地点
キの地点 ウの地点から219度24分4秒、2.25メートルの地点
47の地点 キの地点から130度6分16秒、2.26メートルの地点
48の地点 47の地点から130度6分16秒、5.36メートルの地点
49の地点 48の地点から130度6分16秒、2.83メートルの地点
50の地点 49の地点から130度6分16秒、11.94メートルの地点
51の地点 50の地点から129度55分19秒、6.83メートルの地点
52の地点 51の地点から129度31分13秒、1.87メートルの地点
53の地点 52の地点から129度31分13秒、6.31メートルの地点
ノの地点 53の地点から129度31分13秒、2.70メートルの地点
オの地点 ノの地点から219度23分30秒、5.86メートルの地点
クの地点 オの地点から219度24分15秒、25.34メートルの地点
ヤの地点 クの地点から219度13分2秒、6.40メートルの地点
マの地点 ヤの地点から311度39分12秒、3.91メートルの地点
ケの地点 マの地点から311度39分12秒、4.63メートルの地点
フの地点 ケの地点から311度37分58秒、10.98メートルの地点
コの地点 フの地点から311度43分48秒、11.99メートルの地点
エの地点 コの地点から311度28分15秒、23.40メートルの地点
56の地点 エの地点から311度31分24秒、8.83メートルの地点
57の地点 56の地点から310度20分18秒、7.08メートルの地点
58の地点 57の地点から316度8分16秒、8.83メートルの地点
テの地点 58の地点から316度8分16秒、0.26メートルの地点
アの地点 テの地点から234度18分55秒、2.10メートルの地点
サの地点 アの地点から234度33分21秒、9.96メートルの地点
キの地点 サの地点から234度33分21秒、36.02メートルの地点
ユの地点 キの地点から234度32分51秒、18.01メートルの地点
メの地点 ユの地点から230度9分10秒、5.16メートルの地点
ミの地点 メの地点から234度32分18秒、10.09メートルの地点
シの地点 ミの地点から234度33分41秒、10.12メートルの地点
エの地点 シの地点から231度34分20秒、10.05メートルの地点
ヒの地点 エの地点から231度22分46秒、5.82メートルの地点
モの地点 ヒの地点から231度22分46秒、9.83メートルの地点
セの地点 モの地点から320度17分42秒、16.92メートルの地点
スの地点 セの地点から230度17分31秒、9.45メートルの地点
ンの地点 スの地点から320度18分33秒、8.50メートルの地点
いの地点 ンの地点から50度17分31秒、9.45メートルの地点

(3) 面積

12,238.15平方メートル

5 埋立地の用途

道路用地、内水排除施設用地、広場

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第21号

平成28年第6回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成28年6月24日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 日時 平成28年6月28日（火） 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 第21回鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙について
 - (2) その他

公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成28年6月24日

鳥取県収用委員会会長 松 本 啓 介

- 1 期日
平成28年7月19日（火）午後2時30分
- 2 場所
鳥取市東町一丁目271
鳥取県庁第二庁舎9階 第20会議室
- 3 件名
鳥取都市計画道路事業3・5・17号立川甌山線（鳥取市立川町五丁目地内）

雑 報

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第2項の規定による報告を行ったので、同条第3項の規定により公告する。

平成28年6月24日

鳥取県市町村職員共済組合理事長 竹 内 敏 朗

- 1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務組合等	計
4	14	1	12	31

- 2 組合員数及び標準報酬月額は、次のとおりである。

組合員の種別	一 般	市町村長	特定消防	市町村長 長期	任意継続	計	第三号厚生 年金被保険者
組 合 員 (人)	6,353 (167)	18	724	1	126	7,222	7,087
標準報酬月額 (千円)	長期	2,289,796 (50,782)	11,100	266,312	620	2,567,828	2,562,278
	短期	2,341,826 (52,322)	14,470	266,312	830		
一人当たり標準報酬月額(円)	長期	360,427 (304,083)	616,666	367,834	620,000	361,869	361,546
	短期	368,617 (313,305)	803,888	367,834	830,000		
					287,666	368,275	

()は特別職を内書 項目ごとに四捨五入しているため計数が一致しない場合がある。

- 3 組合員数の数は、次のとおりである。 (単位：人)

経理単位	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	物 資	計
人 員	9	3	21	5	1	39

- 4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(1) 損益計算書の要旨

(単位：千円)

経理区分	短期	長期	厚生年金 保険	退職等 年金	経過的 長期	預託金 管理	経過的預 託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資
負担金	2,241,632	3,632,255	2,583,698	153,008	5,444			80,195	125,969				
掛金(厚年は組合員保険料)	2,283,911	1,786,234	1,758,727	153,006					121,449				
施設収入・商品売上										705,951			
利息及び配当金	197					15,939	13,646	33	51	136	169,269		4
その他の収入	275,841							27,499	11,012	31,181	10,686	27,727	16,189
他経理から繰入								14,834		93,306			
前年度支払準備金	312,996												
計	5,114,578	5,418,490	4,342,425	306,014	5,444	15,939	13,646	122,561	258,481	830,574	179,955	27,727	16,193
給付	2,068,505												
役員給与								63,789	18,656	232,081	46,132		4,700
旅費・事務費								5,159	2,664	3,561	4,570	526	1,147
商品仕入										16,462			
飲食材料費										176,226			
委託費								1,170	2,195	19,590	1,542	409	13,196
支払利息						15,939	13,646			2,617	87,879	24,819	
前期高齢者納付金	998,090												
後期高齢者支援金	817,486												
老人保健拠出金	24												
退職者給付拠出金	83,243												
介護納付金	354,095												
連合会払込金・連合会拠出金	237,540	5,418,490	4,342,425	306,014	5,444							1,584	
その他の支出	5,063							56,919	162,631	371,383	19,925	1,392	990
他経理へ繰入	14,834									93,306			
次年度支払準備金	308,290												
計	4,887,170	5,418,490	4,342,425	306,014	5,444	15,939	13,646	127,037	279,451	821,919	160,049	28,730	20,033
差引当期利益金又は当期損失金(△)	227,407	0	0	0	0	0	0	△ 4,476	△ 20,970	8,654	19,906	△ 1,003	△ 3,840

項目ごとに四捨五入しているため計数が一致しない場合がある。

(2) 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経理区分	短期	長期	厚生年金 保険	退職等 年金	経過的 長期	預託金 管理	経過的長 期預託金 管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資
資産													
流動資産	1,150,137		587,330	40,866	729		75,422	129,724	237,348	763,731	1,853,310	34,371	18,848
固定資産							1,139,370	350	72	2,240,615	9,534,555	938,349	
繰延資産													
資 産 合 計	1,150,137	0	587,330	40,866	729	0	1,214,792	130,073	237,419	3,004,346	11,387,865	972,720	18,848
負債													
流動負債	214,526		587,330	40,866	729			1,987	14,137	48,366	10,534,135	107	433
固定負債	308,290						1,214,792	98,437	65,933	356,504	8,117	961,446	4,239
負 債 合 計	522,816	0	587,330	40,866	729	0	1,214,792	100,424	80,070	404,871	10,542,251	961,553	4,673
純資産													
資本剰余金										2,517,211			
利益剰余金又は欠損金(△)	627,321							29,650	157,349	82,265	845,613	11,167	14,176
純 資 産 合 計	627,321	0	0	0	0	0	0	29,650	157,349	2,599,476	845,613	11,167	14,176
負債・純資産合計	1,150,137	0	587,330	40,866	729	0	1,214,792	130,073	237,419	3,004,346	11,387,865	972,720	18,848

項目ごとに四捨五入しているため計数が一致しない場合がある。